

高額療養費制度のご紹介

高度療養費制度とは、医療期間や薬局の窓口で支払った金額が暦月（月のはじめからおわりまで）で一定額（自己負担限度額）を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

高額療養費制度の自己負担額は、年齢や所得によって異なります。一般的には 80,100 円に一定の限度を超えた医療費の 1% を加えた額となります（ただし、70 歳未満で住民税非課税の方は 35,400 円となります）。

さらに、「世帯合算*1」や「多数回外套*2」といった仕組みや、介護保険を利用している場合は「高額医療・高額介護合算療養費制度*3」などにより、さらに最終的な自己負担額が軽減されます。

また、医療費が高額になりそうなときは限度額適用認定証をご利用いただくこともできます（p.13 参照）。

詳しくは現在加入している健康保険の窓口（国民健康保険の場合は、お住いの市町村の窓口）にお問い合わせください。

- *1 世帯合算：おひとりの 1 回分の窓口負担では、高額療養費の支給対象とならなくても、複数の受診や同じ世帯にいる他の方（同じ医療保険に加入している方）の受診について、窓口でそれぞれお支払いになった自己負担額を 1 か月単位で合算することができます。
- *2 多数回該当：直近の 12 か月間に、すでに 3 回以上高額療養費の支給を受けている場合をいいます。その場合には、その月の負担の上限額がさらに引き下がります。
- *3 高額医療・高額介護合算療養費制度：世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎月 8 月から 1 年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合算し、基準額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。

【自己負担限度額】

● 70歳以上の方

所得区分		外来 (個人ごと)	1ヶ月の負担の上限額
月収28万円以上などの 窓口負担3割の方		44,400円	80,100円 + (総医療費-267,000円×1%)
一般		12,000円	44,400円
住民税 非課税の方	Ⅱ(Ⅱ以外の方)	8,000円	24,600円
	Ⅰ(年金収入のみの方の 場合、年金受給額80万 円以下など、総所得金 額がゼロの方)		15,000円

● 70歳未満の方

所得区分	1ヶ月あたりの自己負担限度額
年収約1,160万円～の方 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	252,600円 + (医療費-842,000円×1%)
年収約770万～約1,160万円の方 健保：標準報酬月額53万～83万円未満 国保：年間所得600万～901万円以下	167,400円 + (医療費-558,000円×1%)
年収約370万～約770万円の方 健保：標準報酬月額28万～53万円未満 国保：年間所得210万～600万円以下	80,100円 + (医療費-267,000円×1%)
～年収約370万円の方 健保：標準報酬月額28万円未満 国保：年間所得210万円以下	57,600円
住民税非課税の方	35,400円

(注) 同一の医療機関における自己負担(除外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担(70歳未満の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が負担の上限額を超えれば、高額医療費の対象となります。

(出典) 厚生労働省 高額医療費制度を利用される皆さまへ(平成27年1月診療分から)。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000075123.pdf>